

第44号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に芦屋市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるも

の及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する第1条の規定による改正後の同条例第11条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行日前に芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する第2条の規定による改正後の同条例第11条第6項の規定の適用については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

雇用保険法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 短期雇用特例被保険者の該当要件を規定する雇用保険法第38条第1項の規定が整備されたことに伴い、同条を引用する条例の関係条文を整理する。

（第11条第7項及び第8項）

イ 条例で引用する雇用保険法の規定「第56条の2」を「第56条の3」に改める。（第11条第11項及び第14項）

(2) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

（第2条関係）

(1)アと同様の改正を行う。（第11条第6項）

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 施行日前に職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。